

岐阜県認知症施策推進会議 次第

平成 29 年 1 月 23 日（月） 13:30～
岐阜県医師会館 3 階小会議室

1. 議題

- (1) 認知症疾患医療センターの指定・更新について
- (2) 認知症総合支援事業について
- (3) 岐阜県若年性認知症支援センターについて
- (4) 改正道路交通法の施行について

2. 意見交換

1 認知症疾患医療センターの指定・更新について



認知症疾患医療センター運営事業（平成29年度～）

- 認知症疾患に関する鑑別診断の実施など、地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動を行う事業（H20年～）
 - 平成29年度より、さらなる整備促進のため、診療所型の設置要件に病院を追加し「連携型」を新設
- 実施主体：都道府県・指定都市（鑑別診断に係る検査等の総合的評価が可能な医療機関に設置）
- 設置数：全国に375か所（平成28年12月末現在 都道府県知事又は指定都市市長が指定）

		基幹型	地域型	連携型
設置医療機関	病院（総合病院）	病院（単科精神科病院等）	診療所・病院	
設置数（平成28年12月末現在）	15か所	335か所	25か所	
基本的活動圏域	都道府県圏域			
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
	人員配置	・専門医（1名以上） ・臨床心理技術者（1名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）	・専門医（1名以上） ・臨床心理技術者（1名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）	・専門医（1名以上） ・看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等（1名以上）
	検査体制 (※他の医療機関との連携確保対応で可)	・CT ・MRI ・SPECT(※)	・CT ・MRI(※) ・SPECT(※)	・CT(※) ・MRI(※) ・SPECT(※)
	BPSD・身体合併症対応	空床を確保	急性期入院治療を行える医療機関との連携体制を確保	
	医療相談室の設置	必須	-	
地域連携機能		・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応 ・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施 ・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療連携協議会」の組織化 等		

岐阜県内の認知症疾患医療センター設置状況（平成28年度）

平成23年5月11日に、以下の7病院を認知症疾患医療センターに指定
(第2期指定期間:平成29年3月31日まで)

順位	圏域	所在市町村	医療機関名
1	岐阜	岐阜市	公益社団法人 岐阜病院
2		岐阜市	医療法人香風会 黒野病院
3	西濃	大垣市	医療法人静風会 大垣病院
4	中濃	美濃加茂市	医療法人清仁会 のぞみの丘ホスピタル
5		郡上市	医療法人春陽会 慈恵中央病院
6	東濃	瑞浪市	医療法人仁誠会 大湫病院
7	飛騨	高山市	医療法人生仁会 須田病院

※すべて地域型認知症疾患医療センター

3

厚生労働省の整備方針

■認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)

【全国の認知症疾患医療センター数】

375カ所(H28.12月現在) → 約500カ所(H29年度末)

■「精神疾患の医療体制の構築に係る指針の改正について」

(平成24年10月9日 医政指発1009第1号、障精発1009第1号、老高発1009第2号 3部局課長連盟通知)～抄～

- ・認知症疾患医療センターを整備するとともに、認知症の鑑別診断を行える医療機関を含めて、少なくとも二次医療圏に1カ所以上、人口の多い二次医療圏では概ね65歳以上人口6万人に1カ所程度(特に65歳以上人口が多い二次医療圏では、認知症疾患医療センターを複数カ所が望ましい。)を確保すること

■今後の認知症疾患医療センターの体制整備について当面の考え方

(平成25年6月 都道府県・政令指定都市認知症施策担当者会議 資料より)

- I 「地域型」を、二次医療圏毎に設置する。
- II 「基幹型」を、身体合併症に対する急性期医療対応を空床確保を行うための拠点として設置する。
- III (I.、IIを基本としつつ、)65歳以上人口規模に応じ、「診療所型(H29年度～連携型)」等を設置する。
(1)65歳以上人口60,000人以下の二次医療圏においては、「診療所型(H29年度～連携型)」を優先して設置する。又は、複数の二次医療圏による共同での「地域型」設置や、隣接する65歳以上人口60,000人以上二次医療圏と一体的に「地域型」を設置する。
(2)「基幹型」を設置した二次医療圏については、特に65歳以上人口が多い二次医療圏として、「地域型」を設置する。(3カ所目以降は、「診療所型(H29年度～連携型)」で設置する)

※ただし、指定(更新)協議の際には地域の現状を考慮する。

4

整備方針に照らした現在の設置状況

二次医療圏	65歳以上人口 (高齢化率)	センター数	設置の考え方
岐阜	213,697人 (26.7%)	2	65歳以上人口6万人を大幅に上回るため、地域型センターを2カ所設置
西濃	104,598人 (28.3%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置
中濃	106,950人 (28.8%)	2	65歳以上人口6万人を大きく上回り、かつ広域であるため、地域型センターを2カ所設置
東濃	102,225人 (30.6%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置
飛騨	50,267人 (34.1%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置 ※65歳以上人口は6万人に満たないが、広域であることや高齢化率が高いことを勘案し、地域型センターを設置

65歳以上人口及び高齢化率は、H28.10.1時点(岐阜県統計公表資料)

岐阜県の今後の整備方針（1）

身体合併症に対する急性期医療対応と空床確保を行うための拠点として、新たに「基幹型センター」を岐阜市民病院に設置する。

■岐阜市民病院認知症疾患医療センターの事業概要(H29.1.23現在)

- 人員配置及び病院内体制
医師(専任3名(神経内科2・精神科1) 臨床心理技術者(専任1名) 保健師等(専従1名 認定看護師)
精神保健福祉士(専任1名) 精神科リエゾンチーム、認知症ケアチームの配置(配置済み)
- 検査体制
CT MRI SPECT PET-CT
- 入院体制
BPSD・身体合併症対応 精神科に空床1床(24時間、365日)確保
→身体合併症等による急性期医療対応のバックアップ
- 地域連携機能
・最新・専門情報の提供(サポートマップ等の運用)
- 人材育成
・事例検討会(年2回) ・認知症ケア勉強会(月1回)
- 調査・研究
・認知症予防に関する研究
・家族・介護者支援策に関する研究
・認知症リハビリテーションに関する研究

整備方針に照らした平成29年度以降の設置状況

二次医療圏	65歳以上人口 (高齢化率)	センター数	設置の考え方
岐阜	213,697人 (26.7%)	3 (うち基幹型1)	65歳以上人口6万人を大幅に上回るため、地域型センターを2カ所設置 県庁所在地である岐阜市内に基幹型を設置 ①65歳以上人口209,557人であり、65歳以上人口6万人あたり1カ所の基準に照らして、3カ所の設置が妥当 ②既にそれぞれの地域型センターが担当して地域連携に取り組んでいることから、地域型の配置見直し等は行わないことが妥当
西濃	104,598人 (28.3%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置
中濃	106,950人 (28.8%)	2	65歳以上人口6万人を上回り、かつ広域であるため、地域型センターを2カ所設置
東濃	102,225人 (30.6%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置
飛驒	50,267人 (34.1%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置 ※65歳以上人口は6万人に満たないが、広域であることや高齢化率が高いことを勘案し、地域型センターを設置

65歳以上人口及び高齢化率は、H28.10.1時点(岐阜県統計公表資料)

7

岐阜県の今後の整備方針（2）

- (1)身体合併症に対する急性期医療対応と空床確保を行うための拠点として、新たに「基幹型センター」を岐阜市民病院に設置する。
- (2)現行の「地域型センター」7カ所については、平成23年5月の指定以降、各地域と連携してセンター業務を実施しているところであり、今後もその活動を継続・維持していくことで、県内の認知症医療の水準向上が期待できる。
- (3)岐阜圏域に「基幹型センター」を新設することで、岐阜圏域には、『基幹型：1カ所、地域型：2カ所』が整備されることとなるが、
 ①65歳以上人口209,557人であり、65歳以上人口6万人あたり1カ所の基準に照らして、3カ所の設置が妥当
 ②既にそれぞれの地域型センターが担当して地域連携に取り組んでいることから、地域型の配置見直し等は行わないことが妥当

指定期間：平成29年4月1日から平成32年3月31日まで(3年間)

指定対象：基幹型センター1カ所(岐阜市民病院)

地域型センター7カ所(現在指定の7病院)

とし、平成29年2月以降、厚生労働省との協議を行う。

センター指定・更新に向けた今後のスケジュール

時期	内容
H29.1.23(本日)	岐阜県認知症施策推進会議 (平成29年度以降のセンター設置方針について決定)
H29.2月中(予定)	厚生労働省の認知症疾患医療センター指定協議
H29.3月中	既存7センターと岐阜市民病院のセンター担当医師、PSW等実務担当者による業務分担等の協議を実施 【要協議内容】 ・身体合併症患者の対応について (基幹型センターの対応範囲、急性期を脱した後の対応等) ・岐阜県認知症疾患医療協議会の実施方法・位置づけについて
H29.4.1～	センター業務開始

2 認知症総合支援事業について

認知症総合支援事業（地域支援事業）

- ・平成26年6月に医療介護総合確保推進法が成立。
- ・「保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業」を「認知症総合支援事業」とする。

⇒平成27年度より、地域支援事業の包括的支援事業として位置づけ

⇒平成30年4月より全国すべての市町村で実施

認知症総合支援事業（地域支援事業）の2つの柱

①できるだけ早い段階からの支援 … 認知症初期集中支援推進事業

- ・早期に認知症の鑑別診断
- ・速やかに適切な医療・介護等を受けられる初期の対応体制を構築

認知症初期集中支援チームの設置を推進

②地域における医療・介護等の連携の推進… 認知症地域支援・ケア向上事業

- *認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために
- *認知症の容態に応じ、全ての期間を通じて

- ・必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が有機的に連携したネットワーク形成
- ・効果的な支援体制を構築
- ・認知症ケアの向上を図るための取組を推進

認知症地域支援推進員の配置

3

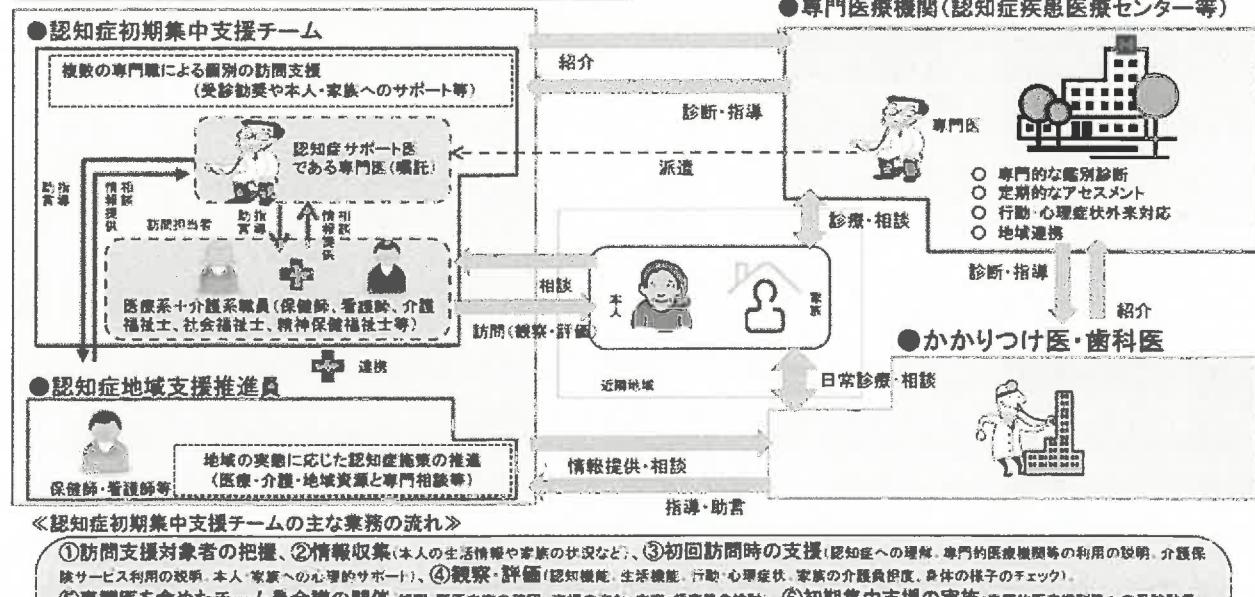
認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

認知症専門医による指導の下（司令塔機能）に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センター等に整備

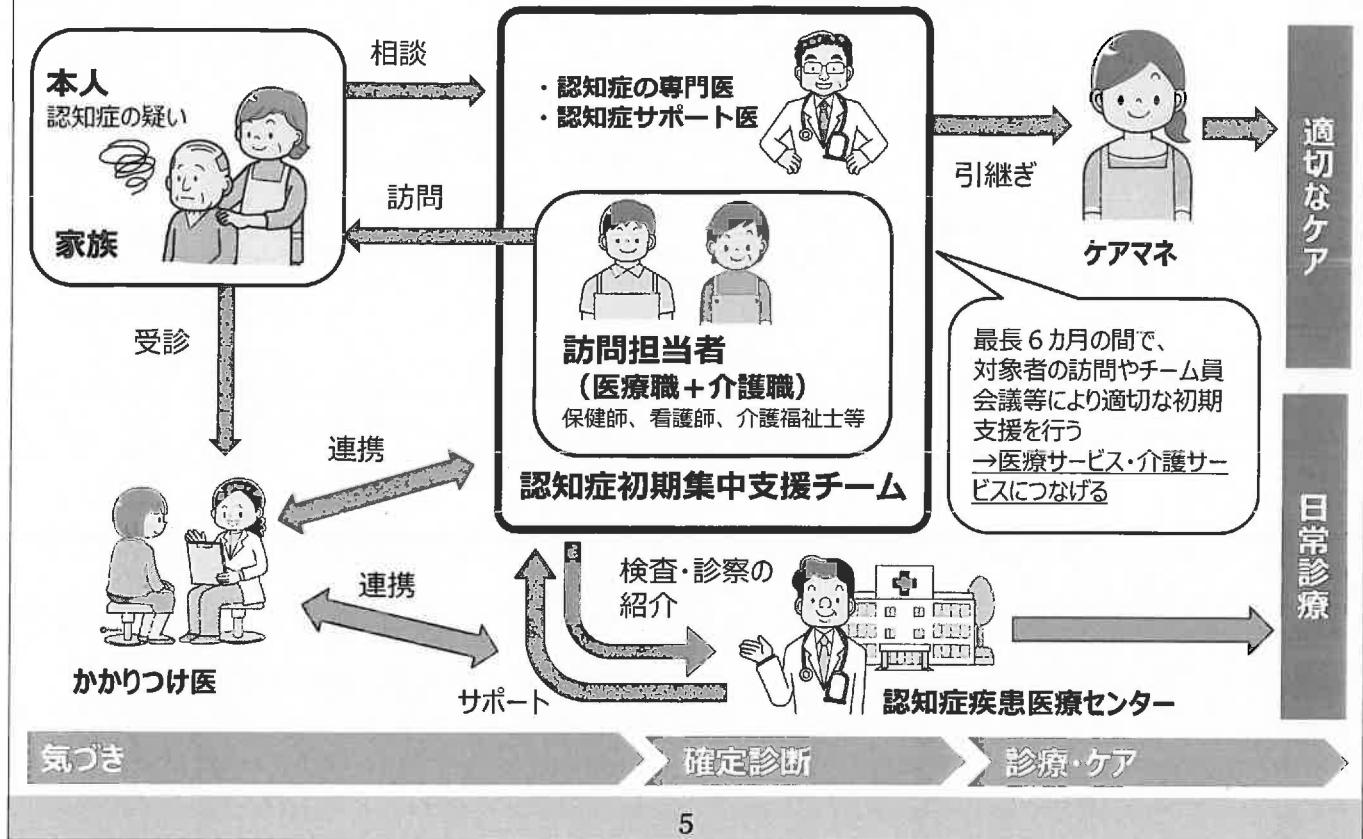
○認知症初期集中支援チーム 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問・アドバイスし、認知症の専門医による鑑別診断等を（個別の訪問支援）
ふまえて、鍼灸・評議を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、独立生活のサポートを行う。

○認知症地域支援推進員 一認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等に設置



認知症初期集中支援チームによる一般的な支援の流れ



5

初期集中支援の対象者とプロセス

● 初期集中支援の対象者

年齢40歳以上、在宅で生活、認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下のa、bのいずれかに該当する者

a 医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している

b 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している

0 地域への啓発活動 チームの周知

1 訪問支援対象者の把握

2 情報収集

(本人の生活状況、家族の状況など)

3 アセスメント

4 初回家庭訪問の実施

5 チーム員会議の実施

6 初期集中支援の実施

(受診勧奨、ケア、本人・家族等への助言)

7 サービス提供機関への引継ぎ

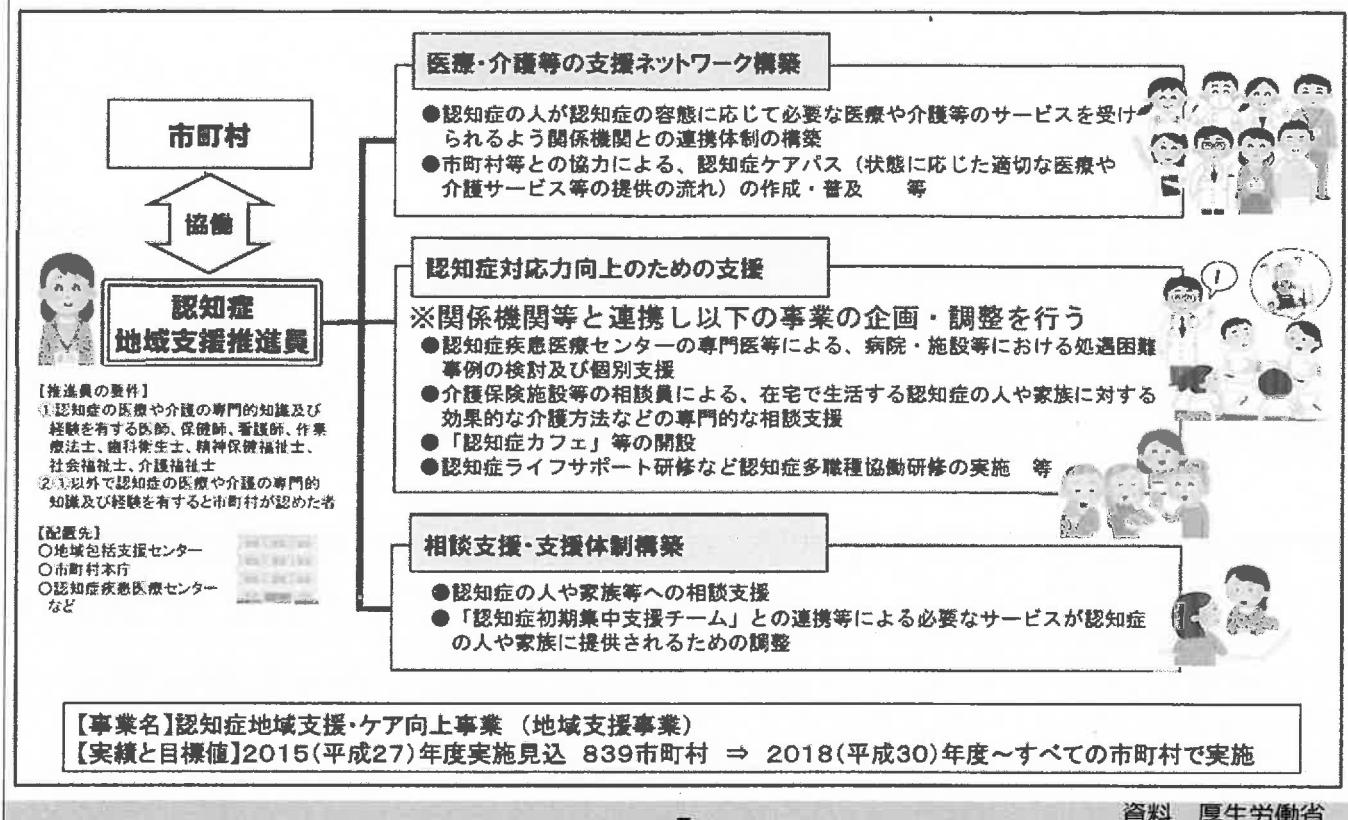
(医療・介護等)

8 引継ぎ後のモニタリング

効果的な事業運営のためには、
医療・介護関係者と地域の連携
(=理解・協力)が必要不可欠

6

認知症地域支援推進員



7

資料 厚生労働省

県内市町村の認知症初期集中支援チーム設置状況

認知症初期集中支援事業開始年度（市町村数）

H27年度	H28年度	H29年度	H30.4月	計
3	16	12	11	42

(H28.11.1 認知症総合支援事業実施・検討調査による)

○認知症初期集中支援チーム 設置済み市町村（H28.11.1調査時点）

岐阜市、大垣市、関市、羽島市、美濃加茂市、海津市、岐南町、笠松町、神戸町、輪之内町、安八町

計 11市町

県内市町村の認知症地域支援推進員配置状況

認知症地域支援・ケア向上事業開始年度（市町村数）

～H27年度	H28年度	H29年度	H29.4月	計
14	18	7	3	42

(H28.11.1 認知症総合支援事業実施・検討調査による)

○認知症地域支援推進員 配置済み市町村（H28.11.1調査時点）

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、飛騨市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、白川町

計 29市町

認知症総合支援事業実施計画（平成28年11月1日時点）

(1) 認知症初期集中支援チーム

市町村名		~H27	H28	H29	H30.4	サポート医数 (人)
岐 阜	岐阜市	○				14
	羽島市		○			2
	各務原市			○		7
	山県市			○		2
	岐南町		○			1
	笠松町	○				3
	瑞穂市		○			2
	本巣市		○			1
	北方町		○			1
西 濃	大垣市		○			9
	海津市		○			2
	養老町			○		2
	垂井町			○		1
	関ヶ原町			○		2
	神戸町		○			2
	輪之内町		○			
	安八町		○			1
	揖斐川町			○		2
	大野町			○		
	池田町			○		1
	関市	○				3
中 濃	美濃市			○		1
	美濃加茂市		○			3
	可児市			○		4
	郡上市			○		4
	坂祝町			○		
	富加町			○		
	川辺町			○		
	七宗町			○		
	八百津町			○		
	白川町			○		
	東白川村		○			
	御嵩町			○		
東 濃	多治見市			○		3
	中津川市			○		3
	瑞浪市		○			2
	恵那市			○		1
	土岐市			○		2
飛 驛	高山市		○			5
	飛騨市		○			2
	下呂市		○			2
	白川村			○		
計		3	16	12	11	90

(2) 認知症地域支援推進員

市町村名		~H27	H28	H29	H30.4
岐 阜	岐阜市		○		
	羽島市		○		
	各務原市	○			
	山県市			○	
	岐南町	○			
	笠松町	○			
	瑞穂市		○		
	本巣市			○	
	北方町		○		
西 濃	大垣市	○			
	海津市	○			
	養老町	○			
	垂井町				○
	関ヶ原町				○
	神戸町		○		
	輪之内町		○		
	安八町		○		
	揖斐川町				○
	大野町				○
中 濃	池田町		○		
	関市	○			
	美濃市		○		
	美濃加茂市	○			
	可児市			○	
	郡上市		○		
	坂祝町		○		
	富加町		○		
	川辺町		○		
	七宗町		○		
	八百津町		○		
東 濃	白川町		○		
	東白川村			○	
	御嵩町				○
	多治見市		○		
	中津川市		○		
飛 驛	瑞浪市			○	
	恵那市		○		
	土岐市			○	
	高山市			○	
	飛騨市		○		
	下呂市			○	
	白川村				○
	計	3	18	7	3

認知症初期集中支援チーム設置・検討状況（平成28年11月1日時点）

市町村名	設置の有無	事業開始（予定）年 月	検討状況	実施（予定）方法	委託（予定）先	合同実施（予定）場所	設置（予定）場所	チーム医師	医師所属	備考
岐阜市	○	27	8	チーム設置済	委託して実施	認知症疾患医療センター	市町村	山田 治	羽島市民病院 神経内科	・16ケース対応済み（対応中を含む）
羽島市	○	28	6	チーム設置済	委託して実施	羽島市民病院				・チーム員研修受講後に、チーム員、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員、市が集まり今後の事業実施方法について検討した。
各務原市		29	10	実施方法を検討中	市町村の直接執行					現在医師会と調整中
山県市		29	4	実施方法を検討中	他市町村と合同で実施 (委託)	羽島郡医師会	笠松町			山県医師会と協議中
岐阜市 園域	○	28	4	チーム設置済	委託して実施	羽島郡医師会 松波総合病院		岩井 知彦	松波総合病院	認知症初期集中チームは平成28年4月から設置をす る。ケース対応はまだ行ってない。
笠松町	○	27	11	チーム設置済	委託して実施	羽島郡医師会 松波総合病院		岩井 知彦	松波総合病院	・広報で周知 ・包括支援センターと随時情報交換・相談 ・現在対象者がなし
瑞穂市		29	3	実施方法は決まっている	委託して実施	瑞穂市地域包括支援センター				
本郷市		29	3	実施方法を検討中	市町村の直接執行					広瀬内科クリニック
北方町		29	3	実施方法を検討中	市町村の直接執行					高槻リウマチ科内科整形外科
大垣市	○	28	4	チーム設置済	委託して実施	大垣市社会福祉協議会		斎藤 洋則		・もどす医師会と具体的な実施方法を検討中 ・訪問対象者を選定中
海津市	○	28	4	チーム設置済	市町村の直接執行					アース創立中 2ケース終了 ・月に1回会議を開催
養老町		30	4	実施方法を検討中	市町村の直接執行					ケニア会議等への参加 電話相談等に対応している
垂井町		30	4	実施方法を検討中	市町村の直接執行					医師会とメンバー等について検討している。
西濃 園域	閑ヶ原町	30	4	実施方法を検討中	市町村の直接執行					チーム員の採用が困難な場合は、地域包括支援センターの職員が担ねる。チーム医師の選任について課内で検討中。
神戸町	○	28	10	チーム設置済	市町村の直接執行	包括支援センター	松永 和哉			まつながアミリクリニック 未対応
輪之内町	○	28	11	実施方法を検討中	市町村の直接執行	地域包括支援センター（西若）	山中 一輝			中山ジェネラルクリニック マニュアルを作成中。
安八町	○	28	11	チーム設置済	市町村の直接執行	福祉課	山中 一輝			・相談受付中
揖斐川町		29	4	実施方法は決まっている	他市町村と合同で実施 (委託)	揖斐厚生病院	大野町、池田町	三輪 嘉明	揖斐厚生病院 脳神経外科	・揖斐広域連合が事務局担当する。 ・部内サポート医もチーム員として活動する。
大野町		29	4	実施方法は決まっている	他市町村と合同で実施 (委託)	揖斐厚生病院	揖斐川町・池田町	三輪 嘉明	揖斐厚生病院	検討中
池田町		29	4	実施方法は決まっている	他市町村と合同で実施 (委託)	揖斐厚生病院	揖斐川町、大野町	三輪 麻美	揖斐厚生病院	部内サポート医もチーム員に協力する 毎月第一水曜日開催の準備委員会にて、方法、機式、マニュアル等検討中。

関市	○	28	3	チーム設置済	委託して実施	社会福祉法人 桜友会	社会福祉法人 桜友会	高井 隆裕	菅原 健之	社会福祉法人櫻友会理事長 「エルネス高井クリニック院長」	・10月末現在、21ケース対応。2ケース終了。
美濃市	-	29	4	実施方法を検討中						それは医院	一部委託が全部委託が検討中
美濃加茂市	○	28	10	チーム設置済	市町村の直接執行	健康福祉部長寿福社課	健康福祉部長寿福社課	児玉 住也 森藤 豊	のその丘ホスピタル	訪問対象者を選定中。	
可児市	-	30	4	何もしていない							
郡上市	-	29		実施方法を検討中							
坂祝町		29	9	実施方法は決まっている	市町村の直接執行	地域包括支援センター内	小林 柏二	小林クリニック（加賀医師会）	のその丘ホスピタル		
中濃区域	富加町	29	4	実施方法を検討中	市町村の直接執行	富加町地域包括支援センター			のその丘ホスピタル		
川辺町		30	4	実施方法を検討中							
七宗町		30	4	何もしていない							
八百津町		30	4	実施方法を検討中	市町村の直接執行	地域包括支援センター					
白川町		30	4	実施方法を検討中	他市町村と合同で実施 (委託)						
東白川村		28	12	実施方法は決まっている	市町村の直接執行	東白川村地域包括支援センター	北川 浩司	東白川村国保診療所	東白川村のチーム設置に向け チーム員研修を受講し、12月のチーム設置に向け 要綱等を検討中		
御嵩町		30	4	実施方法を検討中	市町村の直接執行	保険長寿課					
多治見市		30	4	実施方法を検討中							
東濃区域	中津川市	29		実施方法を検討中	市町村の直接執行	中津川市地域包括支援センター	笠木 慶三	患別医師会	・患別医師会よりチーム医師の推薦を受け、サポート 医に依頼。 ・設置候補委員会（11月末開催）にて具体的な運営方 法について検討予定。		
飛驒区域	瑞浪市	29	1	実施方法を検討中	市町村の直接執行	地域包括支援センター内			・市医師会等とチーム医師について協議中 ・訪問対象者を選定中		
飛騨市		29	10	実施方法を検討中							
土岐市		30	4								
高山市		28	12	実施方法を検討中	委託して実施	高山市地域包括支援センター			・訪問対象者を選定中 ・チーム医師の推薦等医師会へ相談予定		
飛驒市		28		実施方法を検討中	市町村の直接執行	飛驒市地域包括支援センター			市医師会等と検討会議を実施しチーム医師の選定を行 う予定		
下呂市		29	3	実施方法は決まっている	市町村の直接執行	下呂市地域包括支援センター	笠原 敏司 近藤 史郎	南ひだせせらぎ病院 近藤医院	実施方針・方法について検討済み。		
白川村											

認知症初期集中支援チーム活動状況（H28.11.30時点）

市町村名	チーム設置場所	チーム数	チーム員数	チーム員職種	訪問実人数	訪問延べ件数	チーム会議開催数	検討委員会開催数	備考
岐阜市	認知症疾患療セントー (岐阜病院、黒野病院)	2	6	医師2、保健師1、精神保健福祉士3	7	24	7	3	
羽島市	羽島市民病院	1	5	医師1、精神保健福祉士1、看護師3	0	0	1	0	相談ケースあり
岐南町	松波総合病院	1	4	医師1、看護師1、社会福祉士1、作業療法士1					笠松町ヒ合同チーム 活動実績なし
笠松町	松波総合病院	1	4	医師1、看護師1、社会福祉士1、作業療法士1					活動実績なし
大垣市	大垣市社会福祉協議会	1	3	医師1、保健師1、介護福祉士1	8	20	2	1	
海津市	海津市地域包括支援センター	1	12	医師2、保健師3、看護師2、社会福祉士5	12	48	7	0	
神戸町	神戸町地域包括支援センター	1	5	医師1、保健師2、看護師1、精神保健福祉士1					活動実績なし
輪之内町	輪之内町地域包括支援センター	1	6	医師1、保健師2、社会福祉士(介護福祉士)3					活動実績なし
安八町	安八町福祉課	1	3	医師1、保健師1、社会福祉士1					活動実績なし
関市	社会福祉法人 桜友会	1	3	医師1、看護師1、社会福祉士1	23	411	8	1	
美濃加茂市	美濃加茂市長寿福祉課	1	4	医師1、保健師2、社会福祉士1	2	2	1	0	

認知症地域支援推進員配置・検討状況（平成28年11月1日時点）

市町村名	配慮の有無	事業開始(予定)年月		検討状況		配置(予定) 人数	推進員職種	※推進員が実施している事業			
		年	月	推進員配置済み	推進員配置済み			1	2	3	4
岐阜市	○	28	4	推進員配置済み		19	地域包括支援センター（委託）兼務18 市町村本庁 兼務1	保健師3、看護師2、社会福祉士6、その他8	○	○	○
羽島市	○	28	4	推進員配置済み		2	地域包括支援センター（委託）兼務2	保健師1、その他1	○		
各務原市	○	27	4	推進員配置済み		7	地域包括支援センター（委託）専任7	看護師1、社会福祉士4、その他2	○	○	○
山県市	○	28	7	推進員配置済み		1	地域包括支援センター（直営）兼務1	保健師1	○	○	○
岐南町	○	28	1	推進員配置済み		2	地域包括支援センター（直営）兼務2	社会福祉士1、介護福祉士1	○	○	○
笠松町	○	26	4	推進員配置済み		2	地域包括支援センター（委託）兼務2	社会福祉士2	○	○	○
瑞穂市		29	1	実施方法は決まっている		1	地域包括支援センター（委託）兼務1	保健師1			
本巣市		29	4	実施方法を検討中		1					
北方町	○	28	4	推進員配置済み		1	地域包括支援センター（直営）兼務1	看護師1	○	○	○
大垣市	○	26	4	推進員配置済み		2	市町村本庁 専任1、兼務1	保健師1、社会福祉士1	○	○	○
海津市	○	27	7	推進員配置済み		2	地域包括支援センター（直営）兼務2	保健師2	○	○	○
養老町	○	25	5	推進員配置済み		1	地域包括支援センター（直営）専任1	看護師1	○	○	○
垂井町		30	4	実施方法を検討中		1	地域包括支援センター（直営）専任1	看護師1			
関ケ原町		29	4	実施方法を検討中		1	地域包括支援センター（直営）専任1	看護師1			
神戸町	○	28	10	推進員配置済み		3	地域包括支援センター（直営）専任1 他の事業所・医療機関 兼務2	社会福祉士1、精神保健福祉士1、介護福祉士1	○		
輪之内町	○	28	4	推進員配置済み		1	地域包括支援センター（直営）兼務1	精神保健福祉士1	○		
安八町	○	28	11	推進員配置済み		5	地域包括支援センター（直営）兼務2 他の事業所・医療機関 兼務3	保健師1、看護師1、介護福祉士2、その他1	○		
揖斐川町		29	4	実施方法は決まっている		3	他の事業所・医療機関 兼務2	保健師1、看護師1、その他1			
大野町		29	4	実施方法は決まっている		2	地域包括支援センター（直営）兼務2 他の事業所・医療機関 兼務2	保健師1、社会福祉士1	○		
池田町	○	28	7	推進員配置済み		2	地域包括支援センター（委託）兼務6 市町村本庁 兼務3	看護師1、介護福祉士1	○	○	○
関市	○	28	3	推進員配置済み		9	地域包括支援センター（委託）兼務6 市町村本庁 兼務3	保健師3、社会福祉士6	○	○	○
美濃加茂市	○	29		実施方法を検討中		1	地域包括支援センター（委託）兼務1	社会福祉士1			
		23	12	推進員配置済み		4	地域包括支援センター（直営）専任1 市町村本庁 兼務1	保健師2、社会福祉士1、介護福祉士1	○	○	○

可児市 郡上市	○	26	4	推進員配置済み		5 地域包括支援センター（直営）兼務1 地域包括支援センター（委託）兼務4	保健師2、看護師1、社会福祉士2		○	○	○
		29	4	実施方法を検討中							
坂祝町 富加町	○	27	4	推進員配置済み		1 地域包括支援センター（直営）専任1	看護師1		○	○	
	○	28	4	推進員配置済み		1 地域包括支援センター（直営）専任1	介護福祉士1		○	○	○
川辺町 七宗町	○	28	8	推進員配置済み		1 地域包括支援センター（直営）兼務1	社会福祉士1				
	○	28	7	推進員配置済み		1 地域包括支援センター（直営）兼務1	社会福祉士1		○		
八百津町 白川町	○	30	4	実施方法を検討中		1 地域包括支援センター（直営）専任1	介護福祉士1				
	○	28	10			市町村本庁 兼務1 2 地域包括支援センター（委託）兼務1	保健師1、その他1		○	○	○
東白川村 御嵩町	○	28	12	実施方法は決まっている		2 地域包括支援センター（直営）兼務2	保健師1、看護師1				
		30	4	実施方法を検討中		1 地域包括支援センター（直営）兼務1	社会福祉士1				
多治見市 東中津川市	○	27	4	推進員配置済み		1 地域包括支援センター（委託）兼務1	社会福祉士1		○	○	
	○	27	9	推進員配置済み		1 地域包括支援センター（直営）兼務1	保健師1		○	○	
瑞浪市 恵那市	○	28	4	推進員配置済み		3 地域包括支援センター（直営）兼務3	保健師2、社会福祉士1		○	○	
	○	25	4	推進員配置済み		2 地域包括支援センター（直営）兼務2	看護師、社会福祉士1		○	○	
土岐市 高山市	○	28	4	推進員配置済み		4 地域包括支援センター（直営）兼務4	保健師1、社会福祉2、介護福祉士1		○	○	
	○	28	4	推進員配置済み		1 市町村本庁 兼務1	保健師1		○		
飛騨市 下呂市	○	27	4	推進員配置済み		1 地域包括支援センター（直営）専任1	看護師1		○	○	
		29	3	実施方法は決まっている		1 地域包括支援センター（直営）兼務1	社会福祉士1				
白川村											

配置済 計 29

※推進員が実施している事業の各項目は以下のとおり

- 1 病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業
- 2 在宅生活継続のための相談・支援事業
- 3 認知症の人の家族に対する支援事業（認知症カフェの開設）
- 4 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

岐阜県若年性認知症支援センターについて

平成29年1月23日
岐阜県健康福祉部高齢福祉課

1 名称

岐阜県若年性認知症支援センター

2 設置主体

岐阜県(岐阜県精神科病院協会へ委託)

3 設置場所

大垣病院内(岐阜県大垣市中野町1-307)

電話番号0584-78-7182

開設時間9:00から15:00まで(土日祝祭日を除く)

4 開設日

平成28年7月1日(金)

5 取組内容

○総合的な相談窓口として専門の研修を受けたコーディネーター1名を配置

○コールセンターの設置

○若年性認知症の方やその家族からの相談に対応し、各認知症疾患医療センターと連携しながら支援を行う。

○若年性認知症に関して、広く県民に理解を得るための広報活動を行う。

○若年性認知症の方やその家族の抱える問題を多面的に支援するため、他機関と連携するためのネットワークを構築

○活動状況(H28. 7. 1~H28. 12. 31)

	電話相談		対面相談（来所等）		その他	
	件数	内容	件数	内容	件数	内容
本人	2	専門医 (1) 車の運転 (1)	4	病気 (3) 治療 (1)		
家族・親族	10	病気 (3) 専門医 (2) 介護 (1) 介護サービス (2) 経済問題 (2)	5	専門医 (2) 病気 (1) 経済 (1) その他 (1)		
公共機関	2	就労継続 (1) 再就職 (1)				
その他					2	取材 (2)

道路交通法の一部改正

70歳以上の方が対象

平成29年3月12日施行!!



自分のための
みんなのための
新しいルールです



75歳未満の運転者の方へ

更新時の 高齢者講習

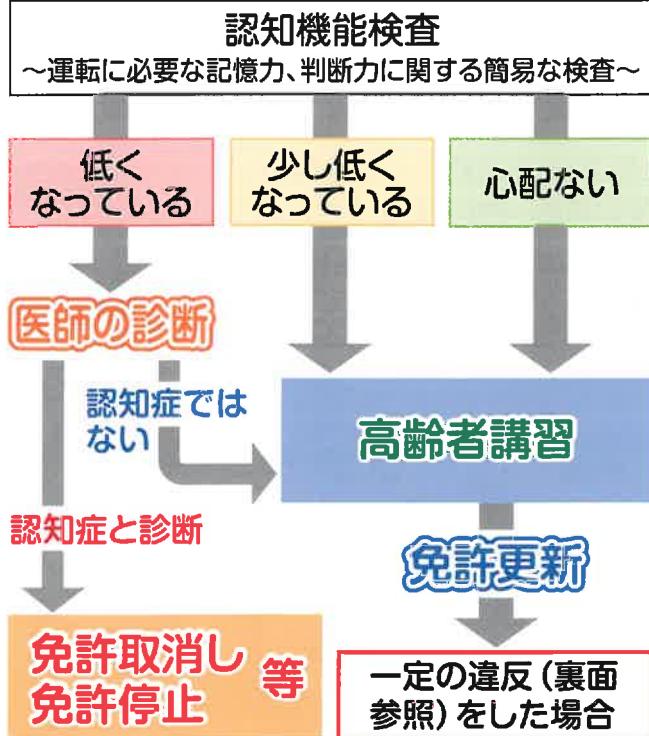
- ◆現行の3時間から2時間に短縮!
- ◆安全運転をしていただくために内容も充実!



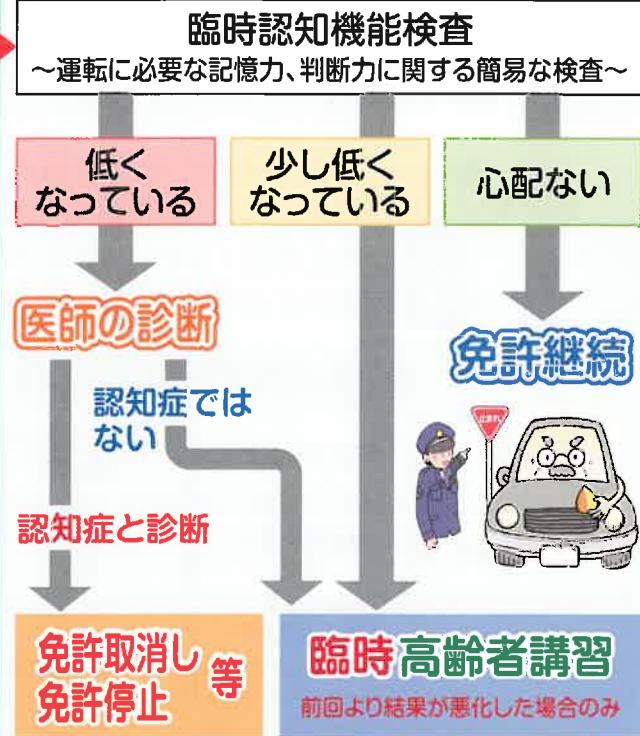
高齢者講習受講の案内はがきが届いたら、すぐに自動車教習所へ受講の予約を!

75歳以上の運転者の方へ

3年ごとの更新時



一定の違反を行った時(裏面参照)



75歳以上の方への新たな制度は平成29年8月12日以降の誕生日の方が対象となります!

Q1

認知機能検査って何ですか？



高齢運転者の方に、ご自分の認知機能の状況を簡易な検査によって自覚していただき、引き続き安全運転を継続することができるよう支援する目的で行う検査です。75歳未満の方は必要ありません。

※認知症の診断を行うものではありません。

**Q2**

認知機能検査ってどこで行うのですか？

?:



県内6カ所にある**運転者講習センター**（岐阜、西濃、中濃、多治見、東濃、飛騨）で実施します。検査の結果は、後日郵送でご自宅へ送付します。

※検査の結果が届きましたら、それに基づいて県内の自動車教習所へ高齢者講習受講の予約をして頂きます！

**Q3**

どうして認知機能検査と高齢者講習は一日では終わらないのですか？

認知機能検査の結果の通知書が後日ご自宅へ届きますので、その通知書に記載された結果により決められた高齢者講習の区分（2時間又は3時間）に従って希望される自動車教習所へ受講の予約をして頂くこととなりますので、認知機能検査と高齢者講習は別々の日となります。

**Q4**

認知機能検査では、どんな検査をするのですか？

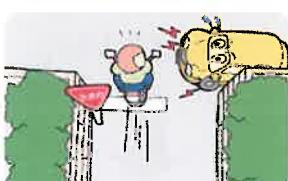


おおむね次の内容で行われます。

- ① 年月日、曜日、時刻を答える
- ② 見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える
- ③ 指示された時刻の時計の絵を描く

**Q5**

臨時認知機能検査の対象となる違反とはどのような違反ですか？



認知機能が低下すると行われやすいとされる「信号無視」、逆走などの「通行区分違反」、「指定場所一時不停止」、「横断等禁止違反」など、18項目の違反が対象となります（詳細は下の表のとおりです。）。



臨時認知機能検査の対象となる18項目の違反（一定の違反）

信号無視	横断等禁止違反	交差点右左折等方法違反	優先道路通行車妨害等	横断歩道等における横断歩行者等妨害	指定場所一時不停止等
通行禁止違反	進路変更禁止違反	指定通行区分違反	交差点優先車妨害	横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害	合図不履行
通行区分違反	しゃ断踏切立入り等	環状交差点左折等方法違反	環状交差点通行車妨害等	徐行場所違反	安全運転義務違反

Q6

臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けないとどうなりますか？



やむを得ない理由がなく、通知を受けた日の翌日から1ヶ月以内に受検（講）しないと、免許の取消し又は停止の処分を受けることとなります。